

藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
藤沢市奨学金給付規則を次のように改正する。

2018年（平成30年）3月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2018年（平成30年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、学校教育法の改正に伴い、新たに制度化された専門職大学等を奨学金の給付対象となる進学先に加える等、規定の整備を行う必要による。

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金給付規則（平成29年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「入所している者」の次に「若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者」を加え、同条第3号中「除く。）」を「を除く。）」、専門職大学（専門職大学院を除く。）」に改め、「短期大学」の次に「，専門職短期大学」を加える。

第3条第2項中「掲げる大学」の次に「，専門職大学」を、「短期大学」の次に「，専門職短期大学」を加え、「授業料」を「入学金又は学費（以下これらを「入学金等」という。））」に、「，本来の学費からその分を引いた金額」を「は，当該減免の額を差し引いた額」に、「入学金及び学費」を「入学金等」に改め、同条第3項中「入学時」を「入学手続時」に改める。

第6条の見出し中「決定」を「内定及び決定」に改め、同条第1項中「奨学生の決定については」を「教育委員会は」に、「教育委員会が決定」を「奨学生を内定」に改め、同条第2項中「奨学金の給付を決定」を「教育委員会は，奨学金の給付を内定」に、「奨学金給付決定通知書」を「奨学金受給者内定通知書」に改め、同条第3項中「奨学金給付決定通知」を「奨学金受給者内定通知」に改め、「者は」の次に「，大学等に合格したときは」を加え、「奨学金振込先口座届出書（第4号様式），」を削り、「入学金と授業料」を「入学金等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書（第4号様式）により奨学生に通知する。

5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第7条中「奨学生の勉学や生活状況」を「教育委員会は、奨学生の勉学及び生活の状況」に改め、「ものとする」を削る。

第8条第1項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、「ものとする」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第9条中「第7号様式」を「第8号様式」に、「第8号様式」を「第9号様式」に改める。

第10条を次のように改める。

（併給の禁止）

第10条 奨学生は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。

第14条を第15条とし、第13条第1項中「前条（第1項第8号を除く。）」を「前条第1項」に改め、「ものとする」を削り、同項第2項中「虚偽その他の不正な」を「偽りその他不正の」に改め、「ことができる」を削り、同条を第14条とする。

第12条第1項中「ものとする」を削り、同項第4号中「奨学生が」の次に「停学し、又は」を加え、「又は」を「し、若しくは」に改め、同項第8号を削り、同条第2項中「打ち切りが」を「打ち切りを」に、「第9号様式」を「第10号様式」に改め、「ものとする」を削り、同条を第13条とする。

第11条中「ものとする」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（決定の取消し）

第12条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。

第9号様式中「第12条」を「第13条」に改め、同様式を第10条様式とし、第8号様式を9号様式とし、第7号様式を第8号様式とし、第6号様式を第7号様式とする。

第5号様式を第6号様式とし、同様式の前に別紙の1様式を加え、第4号様式を

削る。

第3号様式中「給付」を「受給者」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式の次に別紙の1様式を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

藤沢市長

請求者 住所
氏名

印

奨学金請求書兼振込先口座届出書

次のとおり藤沢市奨学金を請求します。

なお、支払いについては、下記の口座に振り込み願います。

口座名義人が請求者と異なるときは、次の口座名義人に奨学金の受領を委任します。

奨学金の名称							
請求額							

金融機関名							
本・支店名							
預金種別							
口座番号							
(フリガナ) 口座名義人							

点線内は、記入しないでください。

課名	教育総務課	管理 番号							
----	-------	----------	--	--	--	--	--	--	--

第3号様式（第6条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金受給者内定通知書

あなたは、藤沢市奨学金の受給者として内定いたしましたので通知します。

1 支給金額

入学準備奨学資金	一括	入学金相当額	(上限 300,000円)
学費奨学資金	月額	学費相当額	(上限 60,000円)

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線 5 1 1 2

藤沢市奨学金給付規則(平成29年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○藤沢市奨学金給付規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委規則第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>（給付の条件）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設に1年以上入所している者<u>若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者</u></p> <p>(2) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者</p> <p>(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を除く。)、<u>専門職大学(専門職大学院を除く。)</u>、短期大学、<u>専門職短期大学</u>若しくは専修学校の専門課程に進学する</p>	<p style="text-align: center;">○藤沢市奨学金給付規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委規則第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>（給付の条件）</p> <p>第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設に1年以上入所している者</p> <p>(2) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者</p> <p>(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院除く。)、短期大学若しくは専修学校の専門課程に進学する者又は高等専門学校の4年生に編入する者</p>

者又は高等専門学校^の4年生に編入する者

- (4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者
 - (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者
- (給付金額)

第3条 奨学金の給付額については次のとおりとする。

- (1) 入学準備奨学資金 一括 入学金相当額(上限300,000円)
 - (2) 学費奨学資金 月額 学費相当額(上限60,000円)
- 2 前条第3号に掲げる大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の入学金又は学費(以下これらを「入学金等」という。)の減免を受けている場合は、当該減免の額を差し引いた額を、前項に規定する入学金等の相当額とする。
- 3 入学準備奨学資金については入学手続時に一括で給付し、学費奨学資金については4月と10月の年2回、それぞれ半年分をまとめて給付する。
- (給付の期間)

第4条 奨学金の給付期間は、奨学金の給付を開始したときから奨学生が在学している大学等の正規の修業年限を終了するときまでとする。

(申請の手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成

- (4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者
 - (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者
- (給付金額)

第3条 奨学金の給付額については次のとおりとする。

- (1) 入学準備奨学資金 一括 入学金相当額(上限300,000円)
 - (2) 学費奨学資金 月額 学費相当額(上限60,000円)
- 2 前条第3号に掲げる大学、短期大学、専修学校の専門課程又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の授業料の減免を受けている場合、本来の学費からその分を引いた金額を、前項に規定する入学金及び学費の相当額とする。
- 3 入学準備奨学資金については入学時に一括で給付し、学費奨学資金については4月と10月の年2回、それぞれ半年分をまとめて給付する。
- (給付の期間)

第4条 奨学金の給付期間は、奨学金の給付を開始したときから奨学生が在学している大学等の正規の修業年限を終了するときまでとする。

(申請の手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成

績を証明できる書類

- (2) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 奨学金受給者推薦調書(第2号様式)
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

(奨学生の内定及び決定)

第6条 教育委員会は、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、奨学生を内定する。

- 2 教育委員会は、奨学金の給付を内定したときは、教育委員会は奨学金受給者内定通知書(第3号様式)により奨学生に通知する。
- 3 前項の規定により奨学金受給者内定通知を受けた者は、大学等に合格したときは、速やかに大学等の合格を証明できる書類及び入学金等が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書(第4号様式)により奨学生に通知する。

5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(給付決定後の支援)

績を証明できる書類

- (2) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 奨学金受給者推薦調書(第2号様式)
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定については、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、教育委員会が決定する。

- 2 奨学金の給付を決定したときは、教育委員会は奨学金給付決定通知書(第3号様式)により奨学生に通知する。
- 3 前項の規定により奨学金給付決定通知を受けた者は、速やかに奨学金振込先口座届出書(第4号様式)、大学等の合格を証明できる書類及び入学金と授業料が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。

(給付決定後の支援)

第7条 教育委員会は、奨学生の勉学及び生活の状況を把握し、状況に適した相談、助言及び支援を行うため、定期的な面談を実施する。

(継続手続)

第8条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大学等の成績を証明できる書類
- (2) 在学証明書
- (3) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書(第7号様式)により奨学生に通知する。

3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書を教育委員会に提出しなければならない。

(異動の届出)

第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届(第8号様式)又は奨学金受給者(休学・復学・停学・転学・退学・除籍)届(第9号様式)に、異動を証明できる書類

第7条 奨学生の勉学や生活状況を把握し、状況に適した相談、助言及び支援を行うため、定期的な面談を実施するものとする。

(継続手続)

第8条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 大学等の成績を証明できる書類
- (2) 在学証明書
- (3) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書(第6号様式)により奨学生に通知するものとする。

(異動の届出)

第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届(第7号様式)又は奨学金受給者(休学・復学・停学・転学・退学・除籍)届(第8号様式)に、異動を証明できる書類

を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (2) 休学、復学、停学、転学若しくは退学し、又は除籍となったとき。

(併給の禁止)

第10条 奨学生は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。

(給付の停止)

第11条 奨学生が休学したときは、休学を開始した日の属する月から、復学する日の属する月の前月までの期間、奨学金の給付を停止する。

(決定の取消し)

第12条 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段により内定若しくは決定を受け、又は奨学金継続の決定を受けたと認められたときは、当該内定又は決定を取り消すものとする。

(給付の打ち切り)

第13条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学金給付審査委員会の審議の上判断する。

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。

を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (2) 休学、復学、停学、転学若しくは退学し、又は除籍となったとき。

(併給)

第10条 他の給付型奨学金との併給は不可とする。

(給付の停止)

第11条 奨学生が休学したときは、休学を開始した日の属する月から、復学する日の属する月の前月までの期間、奨学金の給付を停止するものとする。

(給付の打ち切り)

第12条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学金給付審査委員会の審議の上判断するものとする。

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。

- (4) 奨学生が停学し、又は本人の責めに帰すべき事情により、留年し、若しくは休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、第7条に規定する定期的な面談に応じないとき。

※削除(新12条に統合)

- 2 教育委員会は、前項の規定により給付の打ち切りを決定したときは、奨学金給付打ち切り通知書(第10号様式)により本人に通知する。

(奨学金の返還)

第14条 教育委員会は、前条第1項の規定により給付の打ち切りを決定したとき、当該打ち切りに係る部分に関し、既に奨学金が給付されている場合において、期間を定めて返還させることができる。

- 2 教育委員会は、奨学生が偽りその他不正の手段によって奨学金の給付を受けた場合には、奨学金として給付した全額を返還させるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

- (4) 奨学生が本人の責めに帰すべき事情により、留年又は休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、第7条に規定する定期的な面談に応じないとき。

(8) 虚偽その他の不正な手段により、奨学金の給付を受けたとき。

- 2 教育委員会は、前項の規定により給付の打ち切りが決定したときは、奨学金給付打ち切り通知書(第9号様式)により本人に通知するものとする。

(奨学金の返還)

第13条 教育委員会は、前条(第1項第8号を除く。)の規定により給付の打ち切りを決定したとき、当該打ち切りに係る部分に関し、既に奨学金が給付されている場合において、期間を定めて返還させることができるものとする。

- 2 教育委員会は、奨学生が虚偽その他の不正な手段によって奨学金の給付を受けた場合には、奨学金として給付した全額を返還させることができるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(略)

第2号様式(第5条関係)

(略)

第3号様式(第6条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)

※削除

第5号様式(第6条、第8条関係)

(略)

第6号様式(第8条関係)

(略)

第7号様式(第9条関係)

(略)

第8号様式(第9条関係)

(略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(略)

第2号様式(第5条関係)

(略)

※新規

第3号様式(第6条関係)

(略)

第4号様式(第6条関係)

(略)

※新規

第5号様式(第8条関係)

(略)

第6号様式(第8条関係)

(略)

第7号様式(第9条関係)

(略)

第9号様式(第12条関係)

(略)

第10号様式(第12条関係)

(略)

第8号様式(第9条関係)

(略)

第9号様式(第12条関係)

(略)

※新規

第3号様式（第6条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金受給者内定通知書

あなたは、藤沢市奨学金の受給者として内定いたしましたので通知します。

1 支給金額

入学準備奨学資金 一括 入学金相当額（上限300,000円）

学費奨学資金 月額 学費相当額（上限60,000円）

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線5112

新

第 4 号様式（第 6 条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金受給者決定通知書

あなたは、藤沢市奨学金の受給者として決定いたしましたので通知します。

1 支給金額

入学準備奨学資金 円

学費奨学資金 円

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線 5 1 1 2

旧

第3号様式（第6条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金給付決定通知書

あなたは、藤沢市奨学金の受給者として決定いたしましたので通知します。

1 支給金額

入学準備奨学資金 円

学費奨学資金 円

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線5112

新（新規）

第5号様式（第6条、第8条関係）

年 月 日

藤沢市長

請求者 住所
氏名

印

奨学金請求書兼振込先口座届出書

次のとおり藤沢市奨学金を請求します。

なお、支払いについては、下記の口座に振り込み願います。

口座名義人が請求者と異なるときは、次の口座名義人に奨学金の受領を委任
します。

奨学金の名称							
請求額							

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

点線内は、記入しないでください。

課名	教育総務課	管理 番号							
----	-------	----------	--	--	--	--	--	--	--

旧（削除）

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

藤沢市教育委員会

住所
氏名

印

奨学金振込先口座届出書

藤沢市より給付される奨学金について、下記の口座に振り込み願います。

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

奨学金継続申請書

年 月 日

藤沢市教育委員会

ふりがな					
本人氏名	印				
生年月日	年 月 日生（ 歳）				
本人住所	〒				
	電話（ ）				
在 学 校					
ふりがな					
保護者氏名	印				
家族住所	〒				
	電話（ ）				
家族氏名	続柄	収入の 有無	家族氏名	続柄	収入の 有無
家庭状況	<p>（この1年間に該当する状況があり、現在も継続している場合はチェックしてください）</p> <p><input type="checkbox"/>ひとり親家庭 <input type="checkbox"/>生活保護を受給している</p> <p><input type="checkbox"/>主たる生計者が6ヶ月以上療養している</p> <p><input type="checkbox"/>主たる生計者が就労していない</p> <p><input type="checkbox"/>同居している家族が6ヶ月以上療養している</p>				
学業状況	<p>これまでの成績 優 <u> </u> 単位 良 <u> </u> 単位 可 <u> </u> 単位 不可 <u> </u> 単位</p> <p>取得単位数/卒業に必要な単位数 / 単位</p>				

※家族については生計を一にする家族全員を記載すること。
 ※成績について、S・A・B・C・Dや5・4・3・2・1であらわされる場合も、優・良・可・不可に換算してください。

奨 学 金 継 続 申 請 書

年 月 日

藤沢市教育委員会

ふりがな					
本人氏名	印				
生年月日	年 月 日生（ 歳）				
本人住所	〒				
	電話（ ）				
在 学 校					
ふりがな					
保護者氏名	印				
家族住所	〒				
	電話（ ）				
家族氏名	続柄	収入の 有無	家族氏名	続柄	収入の 有無
家庭状況	<p>（この1年間に該当する状況があり、現在も継続している場合はチェックしてください）</p> <p><input type="checkbox"/>ひとり親家庭 <input type="checkbox"/>生活保護を受給している</p> <p><input type="checkbox"/>主たる生計者が6ヶ月以上療養している</p> <p><input type="checkbox"/>主たる生計者が就労していない</p> <p><input type="checkbox"/>同居している家族が6ヶ月以上療養している</p>				
学業状況	<p>これまでの成績 優 <u> </u> 単位 良 <u> </u> 単位 可 <u> </u> 単位 不可 <u> </u> 単位</p> <p>取得単位数/卒業に必要な単位数 / 単位</p>				

※家族については生計を一にする家族全員を記載すること。
 ※成績について、S・A・B・C・Dや5・4・3・2・1であらわされる場合も、優・良・可・不可に換算してくださ

新

第7号様式（第8条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金継続受給者決定通知書

あなたは、藤沢市奨学金の継続受給者として決定いたしましたので通知します。

1 給付金額
学費奨学資金 円

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線5112

旧

第6号様式（第8条関係）

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金継続受給者決定通知書

あなたは、藤沢市奨学金の継続受給者として決定いたしましたので通知します。

1 給付金額
学費奨学資金 円

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線5112

新

第8号様式（第9条関係）

藤沢市教育委員会

奨学金受給者届出事項変更届

届出事項に変更が生じたので次のとおり届出します。

1 変更期日	
2 変更事項	
3 変更事由	

年 月 日

住 所
氏 名

印

旧

第7号様式（第9条関係）

藤沢市教育委員会

奨学金受給者届出事項変更届

届出事項に変更が生じたので次のとおり届出します。

1 変更期日	
2 変更事項	
3 変更事由	

年 月 日

住 所
氏 名

印

新

第9号様式（第9条関係）

藤沢市教育委員会

奨学金受給者（休学・復学・停学・転学・退学・除籍）届

1 期 日	
2 理 由	

年 月 日

住 所
氏 名

印

旧

第8号様式（第9条関係）

藤沢市教育委員会

奨学金受給者（休学・復学・停学・転学・退学・除籍）届

1 期 日	
2 理 由	

年 月 日

住 所
氏 名

印

新

第 10 号様式 (第13条関係)

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金給付打ち切り通知書

次のとおり通知します。

打ち切り理由	
打ち切り期日	

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線 5 1 1 2

旧

第9号様式 (第12条関係)

年 月 日
(年)

様

藤沢市教育委員会
教育長

奨学金給付打ち切り通知書

次のとおり通知します。

打ち切り理由	
打ち切り期日	

以 上

(事務担当)
藤沢市教育委員会
教育総務課
内線5112